

# 平成28年度税制改正 (中小企業・小規模事業者関係)

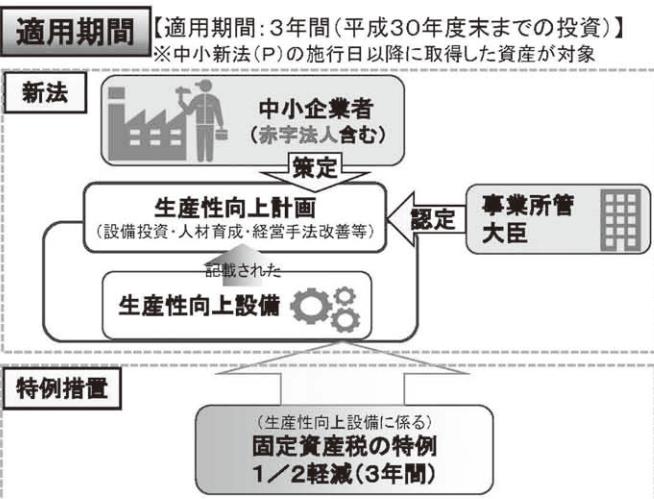
平成27年12月24日、平成28年度税制改正大綱が閣議決定されました。

中小企業関係税制の主な内容は次のとおりです。

## 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例(固定資産税)

新設

- 中小企業が取得する新規の機械装置は、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業にも大きな効果あり。



### 特例対象・内容

#### 【支援対象】

- 中小企業者が新法の認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)
- ※中小企業者: 資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
- 生産性を高める機械装置が対象
- ※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件  
(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。

#### 【特例】

- 固定資産税(税率1.4%)の課税標準を3年間1/2に軽減

### 対象設備の例



H28年度 H29年度 H30年度 H31年度 H32年度 H33年度



※例 平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点に所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税を軽減。

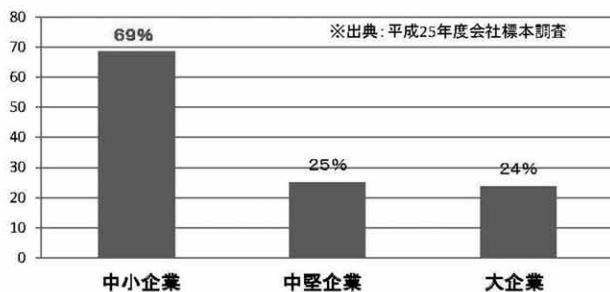
## (参考)「新たな投資に係る機械装置に係る固定資産税の特例」創設の効果等

- 赤字法人にも課される固定資産税を軽減することで、赤字比率の高い中小企業に大きな効果。
- 市町村財政に配慮し、新たに取得する機械装置に軽減対象を限定。

### ①赤字中小企業にも大きな効果

- 固定資産税は法人税と異なり赤字法人にも広く影響。
- 今回の特例により、約1兆円の設備投資を支援。

#### 【企業規模別の赤字比率(平成25年度)】

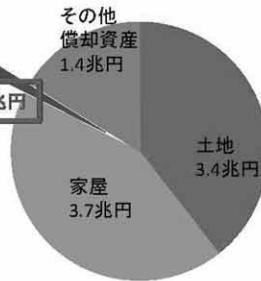


### ②機械・装置に対する固定資産税収

- 固定資産税収8.7兆円のうち、新規の機械装置からの税収は0.12兆円。
- 今回の特例による減収額(年平均)は、100-200億円程度を想定。

機械装置(新規投資)  
からの初年度税収

0.12兆円



【平成27年度(計画額)の固定資産税収の内訳】

## 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

延長

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

- マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年延長する。

### 改正概要

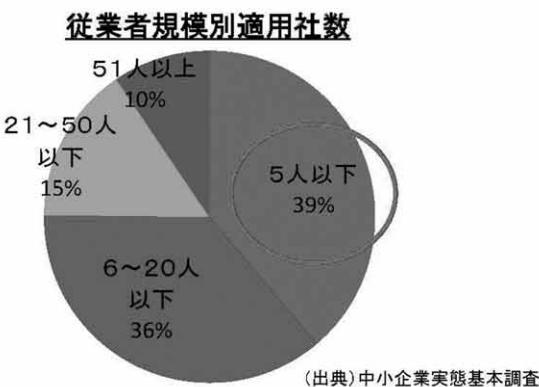
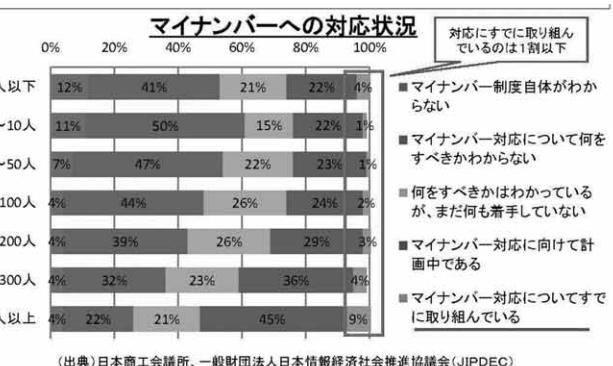
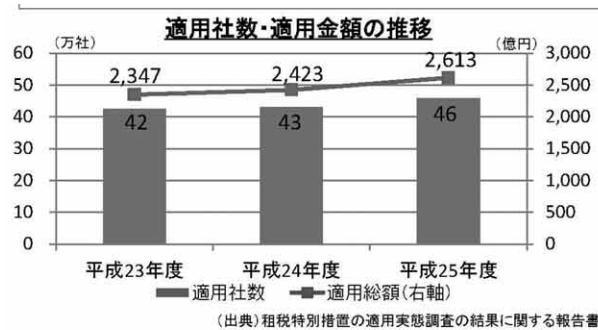
【適用期間: 2年間(平成29年度末まで)】

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することを認める措置。
- 適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外し、適用期限を2年延長する。



## (参考)特例措置の利用状況等

- 46万社もの中小企業が本措置を活用。特に、従業員5人以下の小規模企業に多く利用されている。
- マイナンバー制度への対応が遅れている中小企業が多い中、本措置は、マイナンバー制度への対応に必要となる様々な少額資産の取得に活用可能。



【参考】中小企業庁のアンケート調査によれば、少額特例利用社のうち、従業員1,000人超の中小企業は、0.3%程度。

### マイナンバー関連で取得する少額資産

	資産名
物理的な安全管理措置	パソコン
	監視カメラ
	パーテーション
	金庫
技術的な安全管理措置	人事・給与システム
	データ管理システム
	セキュリティソフト

## 中小法人の交際費課税の特例 (法人税、法人住民税、事業税)

延長

- 交際費は事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

### 改正概要

【適用期間: 2年間(平成29年度末まで)】

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。
- 本措置の適用期限を2年延長する。



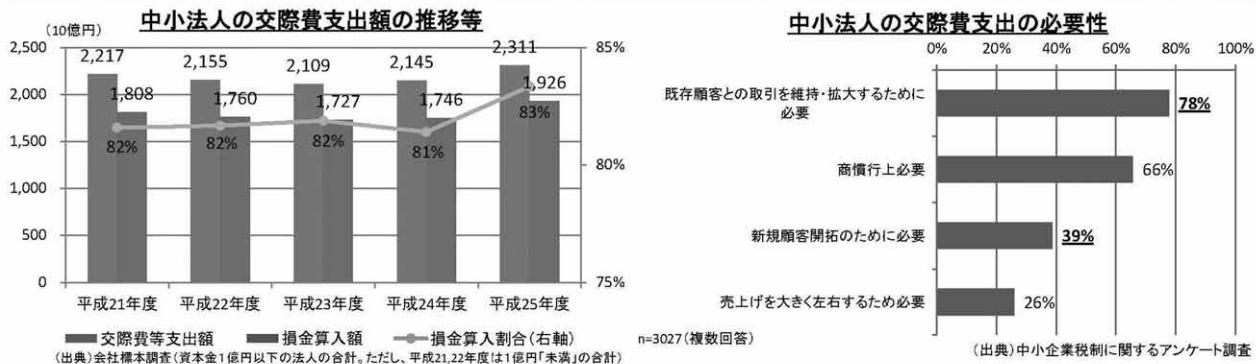
「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。  
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】

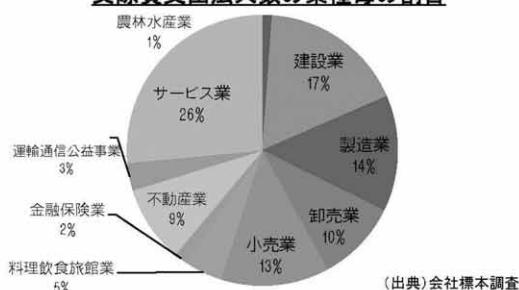
- 平成26年度税制改正で創設された、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能）についても、適用期限を2年延長（平成29年度末まで）。
- 中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用が可能。

（参考）特例措置の利用状況等

- 中小法人の約9割が交際費を支出。本措置は、業種に偏り無く、幅広く利用されている。
- 交際費は、中小法人の事業活動の継続に不可欠であり、既存顧客との取引の維持・拡大や新規顧客開拓等に活用されている。



交際費支出法人数の業種毎の割合



本措置に関する中小法人の声

- 「交際費は人の輪を作るもの。人の輪を広げることで、事業に必要な様々な情報を得ることができる。」（製造業／東京）
- 「交際費には、契約農家等の仕入先や生産委託先との関係構築のために、それなりの金額を使っている。」（小売業／東京）
- 「交際費は毎年予算を設定している。予算の設定に当たって、税制上の優遇措置は大きな要因。」（情報通信業／東京）

## 法人実効税率の引下げ (法人税・法人住民税・法人事業税)

拡充

- 平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%まで税率引下げを決定。
  - － 3年連続で、2%を超える税率引下げを実現(26年度:▲2.38%、27年度:▲2.51%、28年度:▲2.14%)
  - － 平成30年度には、ドイツ並みの水準を実現。

- 財源は、経済に悪影響の少ないものに絞って対応。

- ① 研究開発税制を堅持
- ② 減価償却制度の定額法への一本化は、投資拡大に悪影響の少ない、建物附属設備・構築物に限定
- ③ 設備投資減税は、縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押し('やるなら今でしょ')
- ④ 外形標準課税の拡大は、中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保  
中小企業に対する外形標準課税は、引き続き「慎重に検討」を行うこととする。
- ⑤ 繰越欠損金の控除上限の引き下げは、総枠を維持しつつ、縮減を3年刻みに延長し、激変緩和を強化

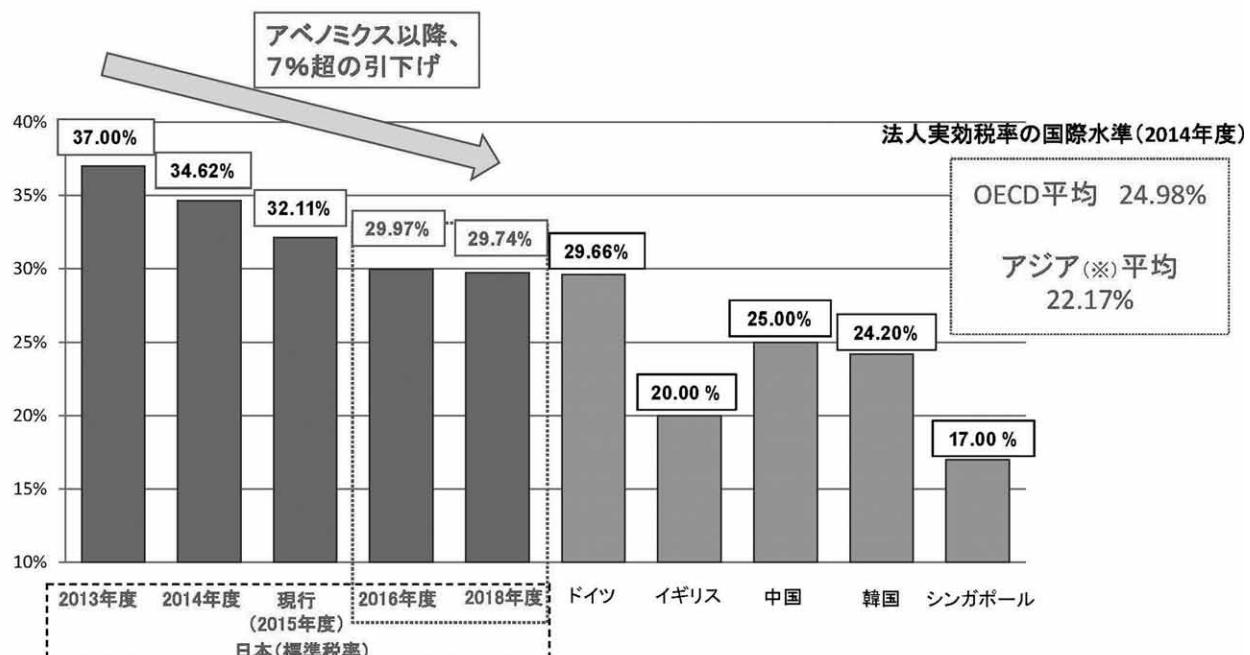
### 改正概要

	現行	平成28年度	平成30年度
国の法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
(参考)大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
(参考)国・地方の法人実効税率 <標準税率ベース※>	32.11%	29.97% (▲2.14%)	29.74% (▲2.37%)

※東京都ベースであれば、現行の法人実効税率は33.06%。

### (参考)これまでの引下げ経緯と国際水準

- 安倍政権は、法人実効税率の7%超の引下げを実現。30年度にはドイツ並みの水準へ。



(出所)KPMG Corporate tax rates table等より経産産業省作成

※アジアとは、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムの10か国・地域